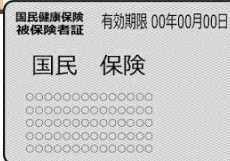


和地ひとみレポート No.470



令和5年度国民健康保険税の税率等の改定（案）

令和5年度は国保会計財政健全化計画の最終年度

■都に収める納付金が大幅増に

…国民健康保険（以下、国保）は、平成30年度（2018年度）、財政的な課題を解決するために、今まで各市区町村が行っていた財政運営を広域化し、都道府県で取りまとめることとなりました。

…この広域化により、東大和市の国保の財政運営については、東京都が行うこととなり、毎年度、各区市町村の医療費水準と所得水準を反映して「国民健康保険事業費納付金」（＝各市区町村が東京都に収める納付金額）を都が算定。さらに、東京都が提示した納付金に必要となる東大和市の標準保険料率も下記の通り都が算定。東大和市は、その算定結果に基づいて、独自の保険料率を毎年設定することとなりました。

…東大和市が来年度、東京都に収める「国民健康保険事業費納付金」は下記のとおり。この額は、昨年より約9,710万円も増額となっています。それに対し、この納付金のもととなる国保税を納める東大和市の国保加入者は昨年より600人程度減少で、過去最少の1万6,952人です。増額となった納付金を、少ない加入者で負担しなければならない状況は昨年よりさらに厳しい状況です。

◇東大和市が都に納める令和5年度国保事業費納付金
26億8,693万9,517円（昨対で約9,710万円増）

■令和5年度も国保基金を活用し

…前述の国保の広域化に伴い、東大和市が策定した「国保会計の財政健全化計画」の期間は、国保税の激変緩和措置のために国が設けた特例基金の期限である令和5年度までとしています。この計画で市は、一般会計から繰入れている国保会計の赤字補填を解消することを目標としていました。

…具体的には、「国保税率の見直し」（＝値上げ改定）を、都が示す納付金に基づいて行うのですが、その方法は、各年度の赤字補てんの繰入額を特例期間が設けられている令和5年度までの残りの年度で除して税率を見直すというもの。

…今回、示された国保税の見直しは、計画の最終年度なので“残りの年度数は1年”という計画における最終改定となります。

◇納付金に対して必要とされる市の標準保険料率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①東京都の示した R5年度標準保険料率	7.27%	43,531円	2.65%	15,335円	2.24%	16,411円
②現在の東大和市の保険料率等	7.07%	35,400円	2.35%	11,500円	2.30%	13,600円
②の①との差＝不足分	0.20%	8,131円	0.30%	3,835円	▲0.06%	2,811円

…このような方法で、この計画が実施されてから東大和市の国保税は、毎年、前年度より増額改定を実施。その対前年比改定率は、広域化初年度の平成30年度は6.25%、平成31年度は6.08%、令和2年度は5.45%、令和3年度は5.18%、令和4年度は5.52%となっています。

…都の国保運営方針では、解消すべき赤字補填の繰入額を、本来必要とされる保険税の負担抑制や葬祭費、出産育児一時金の保険給付における保険者負担分等のために『一般会計から法定外に繰入れる額』と定義。…前述の都が算定した納付金額を踏まえ、現在の東大和市の保険税率、徴収率で令和5年度の予算を積算したところ、国保会計における不足額は約3億6,360万円に。しかし、今回の改定でも、市は国保の基金（貯金）を積極的に活用することにより、不足額を約1億30万円まで縮小したとのこと。

…ちなみに市の説明では、財政健全化計画に基づき、令和5年度に解消すべき赤字補てんの全繰入額を、基金を活用せず保険税率の見直しのみで賄う場合、保険税率の改定は1人当たり20.01%増となるとのことです。

【市が試算した令和5年度の見込み】

◆歳入見込：合計87億5,173万円

- ①都からの交付金等の公費 59億3,999万4千円
- ②保険税（現年分） 18億1,706万1千円
- ③保険税（過年度分） 4,264万6千円
- ④一般会計からの繰入金等 9億5,202万9千円
（法定内の繰入金）

◆歳出見込：合計88億5,203万7千円

- ①保険給付 58億4,726万4千円
- ②都への納付金等 26億8,694万2千円
- ③保健事業 1億6,307万1千円
- ④その他 1億5,476万0千円

◆歳入と歳出から算出した不足額：1億30万7千円

（裏面に続く）

■来年度は5.52%の増改定

…前述のとおり、令和5年度においても基金を積極的に活用して増改定率を抑制することを市は決定。その基金の活用予定額と具体的な活用方法は以下の通りです。この基金の活用等により、活用前は1人当たり20.01%の増改定と算出された令和5年度の改定率は5.52%に抑制されます。

【令和5年度の基金の活用予定額と内容】

国保の基金活用予定額：2億7,730万円

① 都の国保事業納付金の増加に対する補てん(継続)

2億6,330万円

R5年度の納付金は、近年の医療給付費の増加と後期高齢者医療に対する支援金の増加による影響が反映されているものと考えられる。R5年度は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、**被保険者数の更なる減少**が見込まれており、納付金の増加による被保険者の負担増を抑制するために基金から補てんする。

※昨年10月より社会保険の適用拡大により、R4年4月～9月までは、国保から社保への移行は月平均170件程度だったのに対し、10月は約300件、11月も約230件と国保から社保に移行している人が増加＝国保加入者は減。特に社保に移行している人は国保加入者の中でも中間所得層のため、加入者減だけでなく国保税収入への影響もある。

② 収入の減少が見込まれる世帯等に対する市独自の減免

(継続)1,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、R5年の収入の減少が見込まれる世帯等が、一定の条件(R4年度に実施している国からの財政支援による減免措置を参考として、市独自の減免措置を含め、具体的な基準を定める予定)に該当した場合、保険税を減免する。

※国からの財政支援については2月10日付でR4年度までの通知があったため、今後は見込めない。そのため市の国保基金での対応とした。

③ 市独自 多子世帯負担軽減施策(継続) 400万円

第三子以降について18歳を迎える年度まで被保険者均等割を無料化。

一般財源により実施すると、その財源分は赤字補填繰入の対象となることから、基金を財源として実施。

…上記の負担軽減施策のほか、市は新たに「生活困窮者に対する負担軽減施策」の実施も決定。現在、対象としている実収月額が生活保護基準額の1.05に相当する額の世帯としている基準を、1.21に拡大し、『保険税の減免』と『医療機関窓口で支払う一部負担金の徴収猶予・減免』も行うこととしています。

…さらに市は、低所得者層への配慮として、継続的に応益割(被保険者均等割)を抑制し、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにする配慮も継続することです。

■市の取組は都内で1位。そして今後は。

…このような国保会計の状況は東大和市に限ったことではありません。このような状態に対し、国は国保の財政運営を広域化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行っており、令和6年度以後も同程度の額が投入される予定です。

…一方、東大和市が国保財政健全化計画の計画期間としていた令和5年度というのは、国が設けた「国保保険税急増抑制激変緩和」のための特例基金の期限。この特例基金についての延長の方針は、今現在は国から示されていないとのこと。

…そのほか、保険者＝東大和市の努力により得られる交付金などの制度については、東大和市の取組については、令和4年度は東京都内の自治体で1位。レセプトデータ等を活用した継続的な保険事業などによる医療費の適正化を目指して市が継続して行っている取組により、市は、より多くの交付金を獲得しています。もちろん、その交付金も活用し、東大和市は国保税の急増を抑制しています。

…一方、計画終了後の令和6年度からの国保の財政運営方針については未定。令和5年度中に東京都が次期の国保の運営方針を定める予定で、その内容によって都に収める納付金の動向もわかるため、都の方向性を踏まえて市は今後の方向性を決定することです。

■制度上の問題による限界

…このような東大和市＝保険者の努力にも限界があり、国保は年々値上げをせざるを得ない状況です。日本には世界に誇る国民皆保険制度があり、その中でも国保は「医療保険の最後の砦」。その国保の値上げは、誰もが歓迎するものではありません。

…一方、主に企業に勤める会社員とその家族が加入する健康保険組合などの“いわゆる社保”の運営も厳しい状況。保険料率が上がるなどの報道も目にします。そして、社保加入者が納めている住民税などの一般会計から国保への赤字繰り入れを行うということは、社保加入者が国保の一部を負担していることを問題視する説もあります。

…来年度の国保の値上げは制度上の問題という点も多いため、市や市長会は、都に様々な要望を提出していますが、人口減少、高齢化による医療費の増などが今後進むことを前提とした場合、国が制度の見直しを行う以外、根本的な解決にならないように思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。コロナ禍において、駅頭での配布は一時、控えております。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。/『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。3期目の任期3か月を残し、2023年1月末日付で議員辞職。



もと東大和市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102